

第150回

定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月24日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松風(本社 研修センター)

決議事項

- **第1号議案** 定款一部変更の件
- **第2号議案** 取締役9名選任の件
- **第3号議案** 監査役1名選任の件
- **第4号議案** 補欠監査役1名選任の件
- **第5号議案** 当社株券等の大規模買付行為への
対応方針の継続の件

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

本総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、慎重なご判断をお願いいたします。本総会においては、極力、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じていますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本総会にご出席の株主様へのお土産はございません。



世界の歯科医療に貢献する

株式会社 松風

証券コード：7979

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたみなさまに謹んでお見舞い申し上げます。

また、医療関係者をはじめ、感染拡大防止にご尽力されているみなさまに心より敬意を表します。

さて、当社第150回定時株主総会を
2022年6月24日（金曜日）に開催いたしますので、
ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2022年6月3日

代表取締役社長

根来紀行



経営理念

創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する

目次

■ 第150回定時株主総会招集ご通知……………	2	■ 事業報告……………	38
■ 株主総会参考書類		■ 連結計算書類……………	61
第1号議案 定款一部変更の件……………	6	■ 計算書類……………	63
第2号議案 取締役9名選任の件……………	8	■ 監査報告書……………	65
第3号議案 監査役1名選任の件……………	17		
第4号議案 補欠監査役1名選任の件…………	18		
第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への 対応方針の継続の件……………	19		

第150回定時株主総会招集ご通知

記

日 時 2022年 6月 24日 (金曜日) 午前 10時 (受付開始 午前9時)

場 所 株式会社 松 風 (本社 研修センター)
京都市東山区福稲上高松町11番地

会議の
目的事項

報告事項：①第150期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果
報告の件

②第150期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類
報告の件

決議事項：第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針の継続の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、次頁の案内に従って、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- 本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」「株式会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.shofu.co.jp/ir/contents/hp1330/index.php?No=913&CNo=1330>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、「新株予約権等に関する事項」「株式会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」は、監査役が監査報告書を作成するに際して事業報告の一部として、また「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページに掲載することにより、お知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2022年6月24日(金曜日) 午前10時【受付開始：午前9時】

事前に議決権を行使される場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2022年6月23日(木曜日) 午後5時まで

インターネット等による議決権行使



スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。詳細は次ページの「インターネット等による議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2022年6月23日(木曜日) 午後5時まで

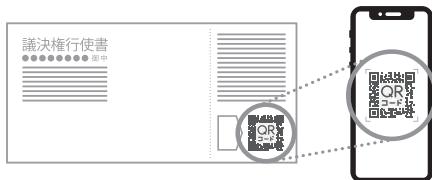
- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- インターネット等のご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネット等による議決権行使について

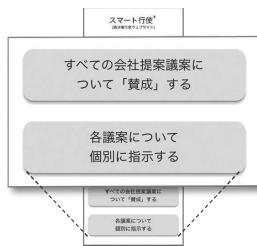
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

スマート行使による議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙の裏面左下に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。
※QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

☎ 0120-652-031

受付時間：午前9時～午後9時

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社第150回定時株主総会の開催にあたり、新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。株主のみなさまにおかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主のみなさまへのお願い

- ・株主総会へのご出席に際しましては、新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・本総会におきましては、極力、書面又はインターネット等による議決権行使をご利用くださいますようお願い申し上げます。

2. ご来場される株主様へのお願い

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクのご着用及び会場各所に設置しておりますアルコール消毒液での手指の消毒をお願いいたします。
- ・会場の座席は、間隔を広げ、余裕をもった配置とさせていただきます。そのため、満席となりました場合は別室のリモート会場へご案内する場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、株主様同士の間隔を確保するため、座席のご移動をお願いする場合がございます。

3. 当社の対応

- ・役員及び運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・本総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。また、飲料のご提供も控えさせていただきます。
- ・ご入場前にサーモグラフィー等による検温を実施させていただきます。37.5℃以上の発熱が認められた方には、ご入場の制限等をさせていただきます。
- ・体調がすぐれないように見受けられる方には、運営スタッフがお声を掛けさせていただき、ご入場の制限やご退会をお願いする場合がございます。
- ・株主総会の議事は、昨年と同様、円滑な進行となる方法を検討しております。

なお、今後の状況によりましては、上記の内容を更新する場合がございますので、適宜当社ホームページ(<https://www.shofu.co.jp/>)をご確認いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p>	<p>(削除)</p>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役 根來紀行、藤島 亘、山寄文孝、村上和彦、高見哲夫、鈴木基市、西田憲司、西村大三及び中島祥行の9氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、9名の取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 ね ころ のり ゆき 根 來 紀 行	代表取締役社長 社長執行役員
2	再任 ふじ しま わたる 藤 島 亘	代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 兼 総務・ネイル事業担当
3	再任 やま ざき ふみ たか 山 寄 文 孝	取締役常務執行役員 総合企画担当
4	再任 むら かみ かず ひこ 村 上 和 彦	取締役常務執行役員 国際担当
5	再任 たか み てつ お 高 見 哲 夫	取締役常務執行役員 営業担当
6	再任 すず き き いち 鈴 木 基 市	社外取締役 独立役員 取締役
7	再任 にし だ けん じ 西 田 憲 司	社外取締役 独立役員 取締役
8	再任 にし むら だい ぞう 西 村 大 三	社外取締役 独立役員 取締役
9	新任 はやし だ ひろ み 林 田 博 巳	社外取締役

(ご参考) 当社が各取締役特に期待する知見・経験

		企業 経営	生産・技術 ・R&D	営業・ マーケティング	財務・ 会計・ 人事	ガバナンス・ コンプライアンス・ リスクマネジメント	保有資格等
社内 取締役	根来 紀行	●	●	●		●	
	藤島 亘	●			●	●	
	山崎 文孝	●	●		●		
	村上 和彦	●		●			
	高見 哲夫	●		●			
社外 取締役	鈴木 基市	●	●			●	・上場会社の 経営経験者
	西田 憲司				●	●	・公認会計士 ・税理士
	西村 大三				●	●	・公認会計士 ・税理士
	林田 博巳	●	●	●			

※ 各取締役が保有する全てのスキルを示したものではありません。

※ 取締役としての活動を●を付した項目に限定するものではありません。

候補者番号

1



再任

ね ごろ のり ゆき

根来 紀行 (1956年3月9日生) 所有する当社の株式の数 80,583株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年3月	当社入社	2009年4月	常務取締役 研究開発・技術・生産担当
2003年6月	取締役研究開発部長	2009年6月	取締役社長(代表取締役)
2007年7月	常務取締役研究開発部長	2015年6月	代表取締役社長 社長執行役員 (現在)
2008年6月	常務取締役 研究開発・技術・生産担当 兼研究開発部長		

<取締役候補者とした理由>

根来紀行氏は、当社入社後、研究開発部門において製品開発に携わり、研究開発・技術・生産担当役員などを務めた経験から当社事業における専門性や業務にも精通しております。代表取締役社長就任後は、当社のあるべき姿を打ち出し、その実現のためにリーダーシップを発揮して事業の成長と拡大の実績を重ねております。今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上のための的確な意思決定や監督ができるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2



再任

ふじしま わたる

藤島 巨

(1954年8月26日生)

所有する当社の株式の数 47,574株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年3月	当社入社	2015年4月	専務取締役(代表取締役) 財務・人事・総務・ネイル 事業担当兼ネイル事業部長
2009年4月	財務部長	2015年6月	代表取締役 専務執行役員 財務・人事・総務・ネイル 事業担当兼ネイル事業部長
2011年6月	執行役員財務部長	2016年4月	代表取締役 専務執行役員 財務・人事・総務・ネイル 事業担当
2012年6月	常務取締役財務・人事・総 務・総合企画担当	2018年6月	代表取締役 副社長執行役員 財務・人事・総務・ネイル 事業担当
2013年6月	常務取締役財務・人事・総 務・ネイル事業担当	2020年6月	代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 兼 総務・ネイル 事業担当(現在)
2014年6月	専務取締役(代表取締役) 財務・人事・総務・ネイル 事業担当		
2014年12月	専務取締役(代表取締役) 財務・人事・総務・ネイル 事業担当兼財務部長兼ネ イル事業部長		

<取締役候補者とした理由>

藤島巨氏は、金融や経理業務に関する経験や知識を有しており、当社入社後も財務・人事・総務・ネイル事業の担当役員を務めた経験から、主に経営及び管理業務全般における豊富な実績・経験と知見を有しております。代表取締役就任後は、経営基盤及びコーポレートガバナンスの強化に貢献しており、今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上のための的確な意思決定や監督ができるものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

3

やま ざき

ふみ たか

山崎 文孝 (1961年5月27日生) 所有する当社の株式の数 30,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3月	当社入社	2013年 6月	取締役総合企画担当
2008年 4月	総合企画部長	2015年 6月	取締役常務執行役員 総合企画担当(現在)
2011年 6月	執行役員総合企画部長		



再任

<取締役候補者とした理由>

山崎文孝氏は、当社入社後、財務部門を経て長年にわたり経営企画・管理業務に携わり、当社グループの経営を統括する総合企画の部門長を務めた経験から、主に経営全般における豊富な実績・経験と知見を有しております。総合企画担当役員就任後は、当社グループの経営方針・戦略の策定・推進に貢献しており、今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

むら かみ

かず ひこ

村上 和彦 (1958年4月26日生) 所有する当社の株式の数 29,833株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3月	当社入社	2017年 6月	取締役常務執行役員国際部長
2011年 4月	国際部長	2018年 4月	取締役常務執行役員国際担当 (現在)
2015年 6月	執行役員国際部長		



再任

<取締役候補者とした理由>

村上和彦氏は、当社入社後、財務部門を経て長年にわたり海外事業に携わり、海外駐在や海外営業の部門長を務めた経験から、主に海外事業における豊富な実績・経験と知見を有しております。国際担当役員就任後は、当社グループの海外事業の拡大に貢献しており、今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

たか み

てつ お

高見 哲夫 (1960年6月22日生) 所有する当社の株式の数 18,577株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 3月	当社入社	2019年 4月	執行役員営業部長
2012年 6月	営業部長	2019年 6月	常務執行役員営業部長
2015年 4月	営業部東京支社長	2020年 6月	取締役常務執行役員営業担当兼営業部長
2015年 6月	執行役員営業部東京支社長	2021年 4月	取締役常務執行役員営業担当(現在)
2018年 4月	執行役員営業部長兼東京支社長		

<取締役候補者とした理由>

高見哲夫氏は、当社入社後、長年にわたり国内営業に携わり、国内販売拠点の責任者や国内営業の部門長を務めた経験から、主に歯科業界の営業における豊富な実績・経験と知見を有しております。営業担当役員就任後は、国内事業の基盤強化に貢献しており、今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

すず き

き いち

鈴木 基市 (1949年5月23日生) 所有する当社の株式の数 15,315株



再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4月	三井東圧化学株式会社(現三井化学株式会社)入社	2013年 4月	三井化学株式会社取締役(2013年6月退任)
2003年 6月	三井化学株式会社執行役員		三井化学アグロ株式会社代表取締役会長
2007年 4月	三井化学株式会社常務執行役員	2015年 4月	三井化学アグロ株式会社相談役(2017年6月退任)
2007年 6月	三井化学株式会社常務取締役	2015年 6月	当社取締役(現在)
2009年 6月	三井化学株式会社専務取締役		
2012年 4月	三井化学株式会社取締役専務執行役員		

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

鈴木基市氏は、社外取締役候補者であります。鈴木基市氏は、過去に三井化学株式会社の専務取締役を務められ、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しています。社外取締役として、経験と見識に基づくご助言をいただくなど、当社経営を適切に監督いただいております。今後も社外取締役として客観的な立場から当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経営経験者としての経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。鈴木基市氏の当社社外役員就任期間は、社外取締役7年であります。

候補者番号

7



再任

社外取締役

独立役員

にしだ けんじ

西田 憲司

(1947年5月5日生)

所有する当社の株式の数 23,729株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年7月	監査法人中央会計事務所入所(1982年5月退所)	2001年6月	当社監査役
1975年12月	公認会計士登録	2015年6月	当社取締役(現在)
1977年5月	税理士登録	2016年1月	烏丸会計事務所(現在)
1982年5月	西田憲司公認会計士事務所開設(現在)		
	西田憲司税理士事務所(現烏丸会計事務所)開設		

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

西田憲司氏は、社外取締役候補者であります。
西田憲司氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有しています。社外取締役として、経験や見識に基づくご助言をいただくなど、当社経営を適切に監督いただいております。今後も社外取締役として客観的な立場から当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。
西田憲司氏の当社社外役員就任期間は、社外監査役14年、社外取締役7年であります。

候補者番号

8



再任

社外取締役

独立役員

にし むら だい ぞう

西村 大三 (1959年5月5日生)

所有する当社の株式の数 1,153株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年10月	監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人)入所(1990年10月退所)	1998年1月	大手前監査法人社員
		2004年3月	大手前監査法人代表社員 (現在)
1991年3月	公認会計士登録 西村公認会計士事務所開設 (現在)	2012年6月	学校法人京都産業大学監事 (2020年5月退任)
1994年4月	税理士登録 西村大三税理士事務所開設 (現在)	2020年6月	当社取締役(現在)

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

西村大三氏は、社外取締役候補者であります。

西村大三氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有しています。社外取締役として、経験や見識に基づくご助言をいただくなど、当社経営を適切に監督いただいております。今後も社外取締役として客観的な立場から当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

西村大三氏の当社社外役員就任期間は、社外取締役2年であります。

候補者番号

9

はやしだ ひろみ
林田 博巳 (1964年4月2日生)

所有する当社の株式の数 0株



新任

社外取締役

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月	三井東圧化学株式会社(現三井化学株式会社)入社	2018年 7月	Kulzer GmbH Managing Director (2022年 3月退任)
2013年 3月	三井化学アメリカ副社長 (2017年 3月退任)		兼上級副社長 (2021年 3月退任)
2014年 6月	Anderson Development Company 取締役(2017年 3月退任)	2020年 4月	三井化学株式会社理事
2017年10月	Kulzer LLC上級副社長 (2018年 6月退任)	2021年 4月	三井化学株式会社執行役員 ヘルスケア事業本部副本部長
		2022年 4月	三井化学株式会社執行役員 ライフ&ヘルスケアソリューション 事業本部副本部長兼オーラル ケア事業部長(現在)

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

林田博巳氏は、社外取締役候補者であります。
林田博巳氏は、重要な業務提携先である三井化学株式会社における業務執行者として、歯科医療を中心としたヘルスケア分野に関する深い知見を有しております。社外取締役として、今後取締役会等において当社経営に対する助言及び提言をいただくとともに、経験等を当社経営の監督に生かしたく、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 当社は鈴木基市氏、西田憲司氏及び西村大三氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しており、当該責任限定契約を継続する予定です。
4. 林田博巳氏が社外取締役に選任された場合は、当社は林田博巳氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 鈴木基市氏、西田憲司氏及び西村大三氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。当社は鈴木基市氏、西田憲司氏及び西村大三氏を当社の独立役員として同取引所に届け出ています。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 青柳隆雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



新任

こまつ しげ ゆき
小松 繁幸 (1958年5月31日生) 所有する当社の株式の数 10,466株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年3月	当社入社	2013年4月	生産部担当部長
2008年6月	技術部長	2018年6月	生産部専任部長
2011年4月	株式会社昭研(現株式会社松風プロダクツ京都) 代表取締役社長	2019年6月	ネイル事業部長(現在)

<監査役候補者とした理由>

小松繁幸氏は、当社入社後、長年にわたり生産業務及び品質管理業務に従事するとともに、グループ生産体制の再編やネイル事業に携わるなど、当社事業について豊富な経験と実績を有しております。また、国内グループ会社の代表取締役を務めた経験から経営全般に関する幅広い知見及び財務・会計に関する相当程度の知見も有しておりますので、客観的な見地から当社グループ全体の経営に対し適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査役候補者としたしました。

- (注) 1. 小松繁幸氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役の小林京子氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。



こばやし きょうこ
小林 京子 (1972年7月22日生) 所有する当社の株式の数 0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1999年4月	弁護士登録 色川法律事務所入所	2018年2月	川上塗料株式会社 社外監査役(現在)
2009年9月	シャープ株式会社社務室出向	2020年6月	三菱ロジスネクスト株式会社 社外取締役(現在)
2014年9月	色川法律事務所復帰	2021年6月	日本ピラー工業株式会社 社外取締役(監査等委員) (現在)
2018年1月	色川法律事務所パートナー (現在)		

再任

社外監査役

独立役員

<補欠監査役候補者とした理由>

小林京子氏は、弁護士として、また上場企業における勤務を通して、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠監査役候補者としたしました。

- (注) 1. 小林京子氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 小林京子氏の戸籍上の氏名は、中野京子であります。
3. 小林京子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 小林京子氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定です。
5. 小林京子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。小林京子氏が社外監査役として就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針の継続の件

当社は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「現対応方針」といいます。）を継続しておりますところ、その有効期間は本総会終結の時までとなっております。

本議案は、現対応方針を実質的に同一の内容にて継続すること（以下、継続後の対応方針を「本対応方針」といいます。）について、当社定款第40条に基づき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本対応方針の継続時の企業価値検討委員会の委員の氏名・略歴は別紙1に記載のとおりです。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとしします。）又は、
 - (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。
- 各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとしします。

注3：株券等とは、同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

I 提案の理由

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1922年に設立以来、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」を経営理念に、歯科治療や歯科技工に用いられる材料や機器の開発に取り組み、時代に先駆けた製品の提供と、歯科医療レベル向上への貢献をテーマに事業領域を拡大し、当社及び当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

そもそも当社グループの企業価値の源泉は、①研究開発力及び新製品開発力、②研究開発を支えるネットワークとインフラストラクチャ、③少量多品種をカバーする生産技術と品質保証体制、④志の高い優秀な人材、⑤「生活の医療」を支える当社グループの存在自体にあると考えております。

歯科材料は、医療機器としての安全性や有効性に加え、より自然に近いという審美性、患者様の負担を軽減するための臨床での操作性、また健康保険適用製品が多いという性格上求められる経済性等の要素を高い次元でバランスさせることが必要となります。

このような製品の研究・開発は、当社自身の取組みは無論のこと、歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士といった歯科医療関係者、あるいは歯科教育機関との強力なネットワーク、歯科業界でも最高水準の研究設備を導入した研究所、製品情報・医療技術情報等を当社独自の会員組織等に対して発信する研修施設などのインフラストラクチャが有機的に結合した結果、創造できるものと考えております。このように創業当初から研究者や教育機関と一体となって研究を重ねた過程で培った研究開発力及び新製品開発力、研究開発を支えるネットワークとインフラストラクチャは、全ての企業価値の源泉であるといえます。

歯科医療に使用される材料・機器については、患者様一人ひとりの症例に適應する必要があるため、多品種生産から生まれる一つひとつの製品の品質管理が極めて重要となります。また同時に、医療機器を取り扱う企業として、関連法規制の下、製品や品質の有効性・安全性が求められます。当社グループは、創業以来、長い歴史の中で培ってきた高度なノウハウ、最先端の設備機器、天然の歯の機能と美しさに対する飽くなき追求を志とする優秀な人材といった当社グループ固有の財産の一つひとつが力となり、有効性と安全性を兼ね備えた最高品質の製品を世界中の人々にお届けしております。

当社グループは、世界中の人々の「健康への入口」となる歯科医療に貢献する企業として、社会から安心され、信頼される存在であることを常に意識した経営に努めており、「松風（しょうふう）」ブランドは上場企業としての社会的信用や長年にわたる歯科事業での実績を通して、株主の皆様、国内外の取引先様、その他ステークホルダーとの揺るぎない信頼関係を構築しております。当社グループは、こうした信頼関係を基礎として国内特約店や海外拠点を通じた強固な流通網を築き、業界のリーディング・カンパニーとして国内外に先進の歯科器材を提供できる体制を確立しております。また、当社グループが歯科事業で培ってきた技術を活かすべく、ネイル材料や工業用研磨材の分野にも積極的に進出しております。

これからも当社グループは幅広い製品で世界の歯科医療に貢献し続け、さらに社会から信頼される経営基盤を維持、向上させ、企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

2. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容について

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の「健康」と「美」に貢献するという当社に与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持、向上させていくためには、先に掲げた当社グループの企業価値の源泉等を機軸とした中長期的な視野を持った取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者においては、株主の皆様判断のためには、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細については、Ⅱをご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

Ⅱ 提案の内容（会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

当社は、Ⅰで述べた当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らし、大規模買付行為が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

1. 本対応方針継続の必要性

Ⅰで述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先だち、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての評価・検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、大規模買付行為に対する最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を継続することとしました。

なお、2022年3月末日現在、当社の筆頭株主である三井化学株式会社は当社株式の20.00%を保有しております。三井化学株式会社とは、同社との間の業務・資本提携に基づき当社の主要株主として友好的な関係を構築しており、現時点において本対応方針における適用対象とはなりません。一方、当社には他に突出した大株主はなく、機関投資家、金融機関、個人等に広く分散して保有されております。従いまして、今後、当社株式の大規模買付行為がなされる場合には、株主の皆様が当該大規模買付行為についての必要かつ十分な情報や検討時間を確保する必要性があると考えております。

2. 企業価値検討委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、企業価値検討委員会を設置します。企業価値検討委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者（注4）の中から選任します。企業価値検討委員会の概要は別紙2のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記Ⅱ 4. (1)をご参照ください。）、取締役会評価期間を延長するか否かの判断（下記Ⅱ 3. (2)をご参照ください。）、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断（下記Ⅱ 4. (2)ア. をご参照ください。）及び対抗措置を発動・変更・停止すべきか否かの判断（下記Ⅱ 4. (1)から(4)をご参照ください。）など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず企業価値検討委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。また、企業価値検討委員会が、大規模買付行為について当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断したときには、当社取締役会に対して、新株予約権の発行等の対抗措置を発動すべきでない旨の勧告（下記Ⅱ 4. (2)イ. をご参照ください。）を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

企業価値検討委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び企業価値検討委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

企業価値検討委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。但し、企業価値検討委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、企業価値検討委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

注4：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

3. 大規模買付ルールの内容

(1)情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株

主の皆様は、判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

但し、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用を避ける観点から、当社取締役会が大規模買付者に対して本必要情報の提供を要請し大規模買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）を、本必要情報のリストを大規模買付者に交付した日の翌日から起算して60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供にかかる大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって取締役会での検討を開始するものとしたします。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者（並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員）を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様は、判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(2)取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後又は情報提供期間が満了した後、60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以

下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合又は情報提供期間が満了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、企業価値検討委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、企業価値検討委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示したりすることもあります。

なお、企業価値検討委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、企業価値検討委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

(3)株主総会決議

企業価値検討委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が下記Ⅱ 4. (2)ア. (a)又は(b)に該当する等して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。その場合、当社取締役会は、新株予約権の発行等の対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会を以下の手続きに従い開催するものとします。

当社株主の皆様ご意思の確認は、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動し又は発動しないことといたします。なお、当社取締役会は、大規模買付者からの本必要情報提供完了後又は情報提供期間の満了後必要に応じて、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために、基準日（以下「本基準日」といいます。）を速やかに設定し、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法によって公告するものとします。

①本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。

②本株主総会の決議は、法令及び当社定款第41条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う

ものとしします。

- ③特定株主グループは、本株主総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとしします。
- ④当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとしします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

ア. 原則

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様適切にご判断をいただけるように説明責任を果たすに留め、原則として株主総会決議にかけることなく当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かは、当社株主の皆様が株主総会において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合で、かつ対抗措置の発動が相当であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。なお、上記の例外的対応をとる際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む

本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、企業価値検討委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

- (a) 次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

イ. 対抗措置の不発動の勧告

企業価値検討委員会は、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価・検討の結果、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断したときには、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、新株予約権の発行等の対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

但し、企業価値検討委員会は、いったん対抗措置の不発動の勧告をした後も、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告を撤回して、再度異なる勧告をすることができるものといたします。

(3) 取締役会の決議

当社取締役会は、本株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の上記勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合には、上記決議の概要とその他当社取締役会が適切と判断する事項について、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

(4) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、当社取締役会又は本株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社

取締役会が判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、対抗措置を発動することが適切でない当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

- ①当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ②新株予約権の無償割当ての効力発生日後においては、行使期間開始までの間は、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

当社取締役会は、このような対抗措置発動の停止を行う場合は、企業価値検討委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1)大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅱ 4. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2)対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により新株

を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、企業価値検討委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本総会において株主の皆様のご承認が得られた場合、本対応方針の有効期限は同承認があった日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応方針の更新（一部修正したうえでの継続も含みます。）については当社株主総会の承認を経ることとします。また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかにお知らせします。

以 上

別紙 1

企業価値検討委員会委員略歴

本対応方針継続時の企業価値検討委員会の委員は、以下の4名であります。

西田 憲 司 (にしだ けんじ)

【略 歴】

1947年生

1972年7月 監査法人中央会計事務所入所 (1982年5月退所)

1975年12月 公認会計士登録

1977年5月 税理士登録

1982年5月 西田憲司公認会計士事務所開設 現在に至る
西田憲司税理士事務所開設 (現烏丸会計事務所)

2001年6月 当社監査役

2015年6月 当社取締役 現在に至る

2016年1月 烏丸会計事務所 現在に至る

西田憲司氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

西田憲司氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を当社の独立役員として同取引所に届け出ております。

西村大三 (にしむら だいぞう)

【略歴】

- 1959年生
- 1987年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所（1990年10月退所）
- 1991年3月 公認会計士登録
西村公認会計士事務所開設 現在に至る
- 1994年4月 税理士登録
西村大三税理士事務所開設 現在に至る
- 1998年1月 大手前監査法人社員
- 2004年3月 大手前監査法人代表社員 現在に至る
- 2012年6月 学校法人京都産業大学監事（2020年5月退任）
- 2020年6月 当社取締役 現在に至る

西村大三氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

西村大三氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を当社の独立役員として同取引所に届け出ております。

酒見康史 (さけみ やすし)

【略歴】

- 1958年生
- 1991年4月 弁護士登録
- 1993年4月 酒見哲郎法律事務所（現酒見法律事務所）入所 現在に至る
- 2004年6月 当社監査役 現在に至る
- 2009年10月 シーシーエス株式会社社外取締役
- 2016年8月 シーシーエス株式会社社外取締役（監査等委員）
- 2018年7月 シーシーエス株式会社監査役 現在に至る
- 2019年3月 オプテックスグループ株式会社社外取締役
- 2020年3月 オプテックスグループ株式会社社外取締役（監査等委員） 現在に至る

酒見康史氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

酒見康史氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を当社の独立役員として同取引所に届け出ております。

小林京子 (こばやし きょうこ)

【略歴】

1972年生

1999年4月 弁護士登録
色川法律事務所入所

2009年9月 シャープ株式会社法務室出向

2014年9月 色川法律事務所復帰

2018年1月 色川法律事務所パートナー 現在に至る

2018年2月 川上塗料株式会社 社外監査役 現在に至る

2020年6月 三菱ロジスネクスト株式会社 社外取締役 現在に至る

2021年6月 日本ピラー工業株式会社 社外取締役（監査等委員）現在に至る

小林京子氏は、会社法第329条3項に規定される当社補欠監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

小林京子氏が社外監査役に就任した場合は、同氏が株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たすことになることから、当社は同氏を当社の独立役員として同取引所に届け出る予定です。

以上

企業価値検討委員会の概要

1. 設置

企業価値検討委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者により、3名以上で構成される。

3. 任期

企業価値検討委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、以後も同様とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった企業価値検討委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、企業価値検討委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

企業価値検討委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

4. 決議要件

企業価値検討委員会の決議は、原則として、現任の企業価値検討委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、企業価値検討委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、企業価値検討委員会の決議は、企業価値検討委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、企業価値検討委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

5. 決議事項その他

企業価値検討委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、企業価値検討委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又

は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ①大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定
- ②大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
- ③大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
- ⑤大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
- ⑥取締役会評価期間を延長するか否かの決定
- ⑦対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
- ⑧対抗措置を発動・不発動・変更・停止すべきかの決定
- ⑨大規模買付ルールの継続・変更・廃止の検討
- ⑩その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が企業価値検討委員会に諮問した事項

また、企業価値検討委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以 上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8.のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会にお

いて別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

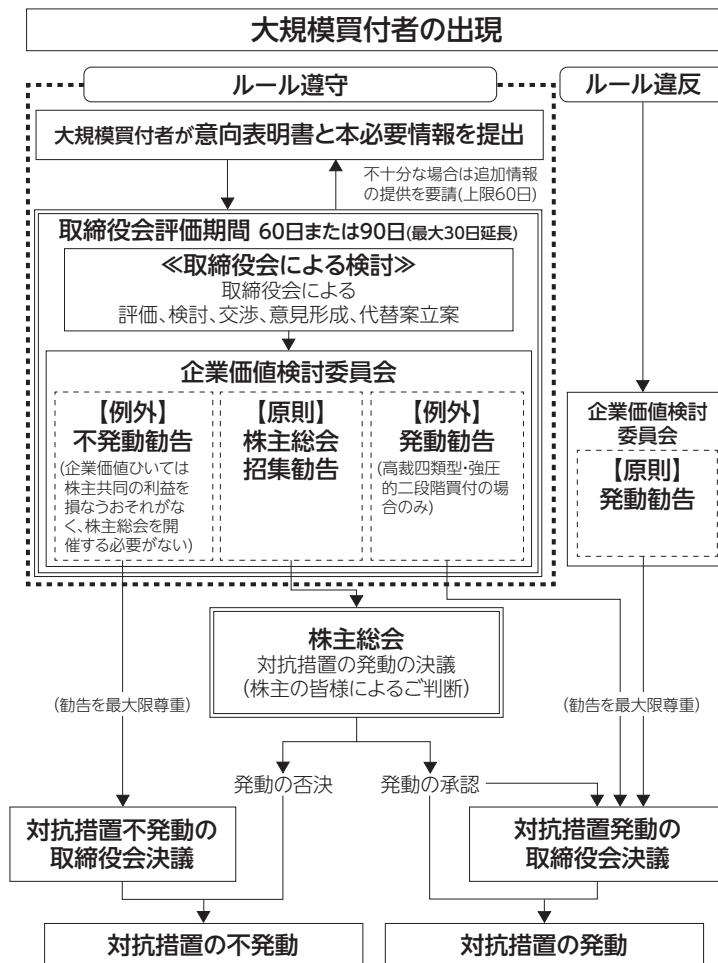
- ①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

以 上

(参考資料)

当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）のイメージ図



(注) イメージ図は、あくまで本対応方針に対する理解を助けることを目的とした参考資料です。本対応方針の詳細については、本招集通知19頁～36頁及び当社の2022年5月11日付プレスリリースをご参照ください。

以上

添付書類 **事業報告** (2021年4月1日から2022年3月31日まで)**I. 企業集団の現況に関する事項****(1) 事業の経過及び成果**

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」）のワクチン接種の普及や各種経済政策の効果により、景気回復の兆しが見られましたが、新たな変異株の感染拡大に加え、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に伴う資源価格の高騰や世界的なインフレが懸念されるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。国内経済についても、世界経済の回復により企業収益の改善や設備投資の回復が見られましたが、世界経済と同様のリスク要因に加え、年度末にかけて円安が急速に進行するなど、景気悪化への懸念が払拭できない状況が続きました。

当歯科業界におきましては、世界各国での経済活動の再開に伴い、歯科材料・機器の需要に回復の動きが見られましたが、歯科医療におけるデジタル化の進展により企業間競争は激化しており、楽観視できない経営環境が続きました。

このような状況の中、当社グループは2021年4月から第四次中期経営計画をスタートさせ、“国内市場でのプレゼンスを維持・拡大しつつ、海外事業の拡大を目指す”、“過去の延長線上にない既存枠外の施策が必要”という認識のもと、積極的な事業活動を展開してまいりました。

具体的には、デジタル歯科分野の市場拡大に対応するCAD/CAM関連製品をはじめ多くの新製品を積極的に市場投入いたしました。また、中東・アフリカ市場の開拓を目的にアラブ首長国連邦・ドバイに駐在員事務所を開設するほか、海外市場向け研削材の生産工場としてベトナムの製造子会社を稼働させるなど、海外需要の取込みに向けた活動を展開してまいりました。さらに、創立100周年記念事業の一環として京都本社内において、福利厚生施設やショールームなどを備える新社屋の建設に着手したほか、サステナビリティの観点を踏まえた経営を推進するための体制を整備するなど、将来の成長を見据えた経営基盤の強化にも努めました。

これらの事業活動を推進した結果、当連結会計年度の売上高は28,137百万円と、前年同期比3,457百万円(14.0%)の増収となりました。

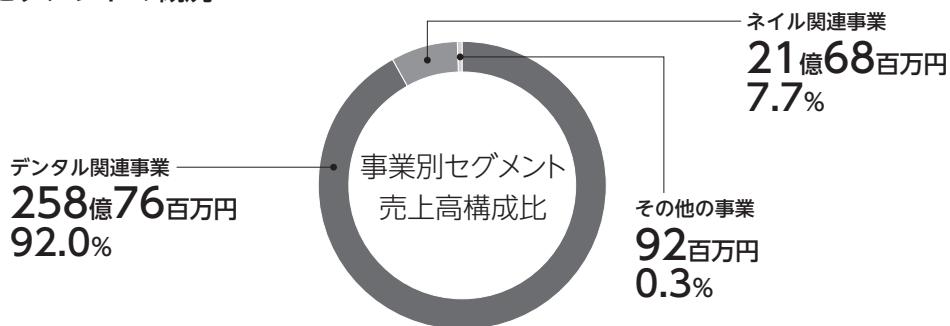
営業利益は、販売活動の制限が徐々に緩和されたことで販売費及び一般管理費が増加したものの、増収効果により3,217百万円と前年同期比916百万円(39.8%)の増益となりました。

経常利益は、営業外費用の減少により増益幅が拡大し、3,658百万円と前年同期比1,135百万円(45.0%)の増益となりました。

特別損失として固定資産除却損47百万円を計上した結果、税金費用を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は、2,546百万円と前年同期比872百万円(52.1%)の増益となり、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益ともに過去最高の業績となりました。

売上高	281億37百万円 前期比 14.0%増	経常利益	36億58百万円 前期比 45.0%増
営業利益	32億17百万円 前期比 39.8%増	親会社株主に帰属する 当期純利益	25億46百万円 前期比 52.1%増

■ 事業別セグメントの概況

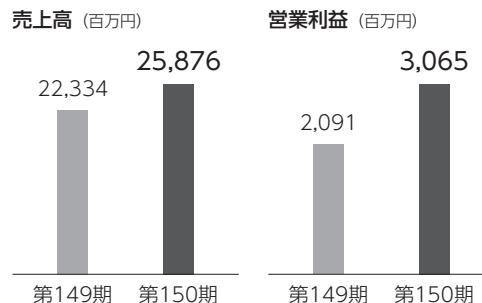


■ デンタル関連事業

国内では、当期に市場投入した歯科用象牙質接着材「ビューティボンド Xtreme」や、前期に発売を開始した歯科切削加工用レジン材料「松風ブロック HC ハード II」などのCAD/CAM関連製品が売上に寄与し、実質的には前年同期比増収となりましたが、収益認識に関する会計基準の適用に伴う売上高の減少により、前年同期比減収となりました。

海外では、これまでの積極的な拡販戦略が功を奏し、北米、欧州及び中国を中心に既存製品の売上が堅調に推移したほか、為替変動の影響もあり、前年同期比増収となりました。

これらの結果、デンタル関連事業の売上高は、25,876百万円と前年同期比3,541百万円(15.9%)の増収となり、販売費及び一般管理費が増加したものの、営業利益は3,065百万円と前年同期比974百万円(46.6%)の増益となりました。

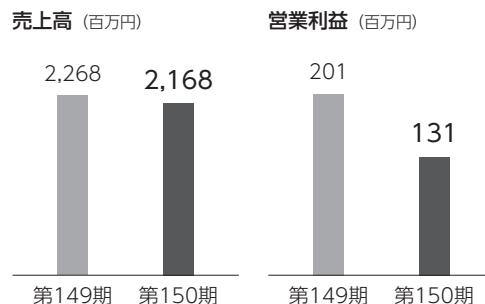


■ ネイル関連事業

国内では、感染症の再拡大による活動制限や巣ごもり需要が一巡した影響を受け、主力のジェルネイル製品の売上が低調に推移し、前年同期比減収となりました。

海外では、台湾において感染症拡大の影響により売上が伸び悩んだものの、米国においてSNSの積極的な活用によりWeb販売の売上が増加したことから、前年同期比増収となりました。

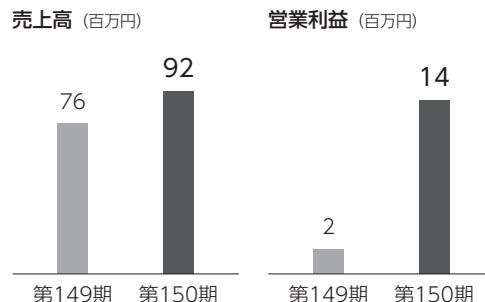
これらの結果、ネイル関連事業の売上高は、2,168百万円と前年同期比100百万円(4.4%)の減収となり、営業利益は131百万円と前年同期比69百万円(34.5%)の減益となりました。



■ その他の事業

その他の事業におきましては、工業用研磨材は半導体の供給不足等による自動車の減産の影響により、部品を含む自動車業界向けの売上は伸び悩んだものの、内外経済の回復に伴い生産用機械向け需要が増加傾向にあったことから、全体の売上は年間を通じて好調に推移しました。

これらの結果、その他の事業の売上高は、92百万円と前年同期比16百万円(21.9%)の増収となり、営業利益は14百万円と前年同期比11百万円(557.2%)の増益となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、11億00百万円であります。その主なものは、前期に設立したベトナムの製造子会社SHOFU Products Vietnam CO., Ltdの設備費用2億9百万円であります。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入により充当しました。

(4) 事業の譲渡の状況等

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第147期	第148期	第149期	第150期 (当期)
		2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売 上 高(百万円)		24,915	26,108	24,680	28,137
経 常 利 益(百万円)		1,709	1,988	2,523	3,658
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		1,201	704	1,674	2,546
1株当たり当期純利益		75円54銭	44円24銭	96円29銭	143円22銭
総 資 産(百万円)		30,161	29,834	37,813	40,709
純 資 産(百万円)		24,383	23,936	30,198	32,940

(注) 第150期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しており、第150期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移

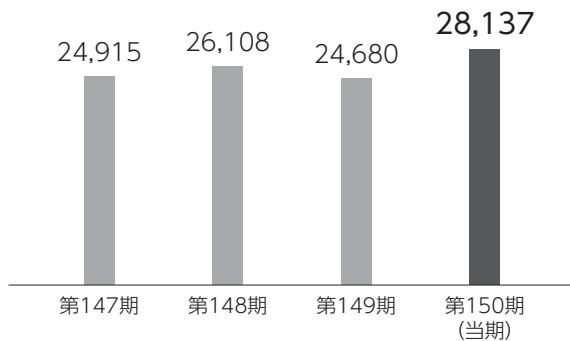
区 分	期 別	第147期	第148期	第149期	第150期 (当期)
		2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売 上 高(百万円)		16,267	17,373	15,623	17,653
経 常 利 益(百万円)		893	1,518	1,168	2,174
当 期 純 利 益(百万円)		757	1,183	988	1,693
1株当たり当期純利益		47円64銭	74円30銭	56円85銭	95円23銭
総 資 産(百万円)		25,560	26,274	32,237	33,255
純 資 産(百万円)		21,285	21,792	26,420	27,533

(注) 第150期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しており、第150期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

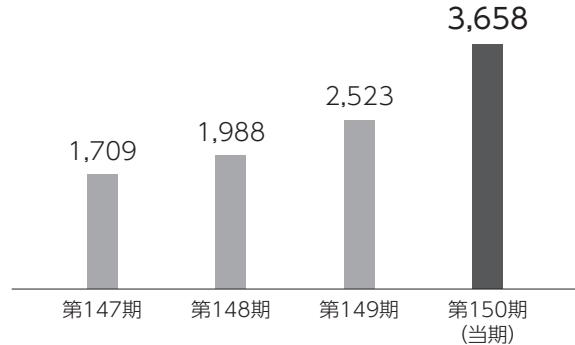
ご参考

連結業績推移グラフ

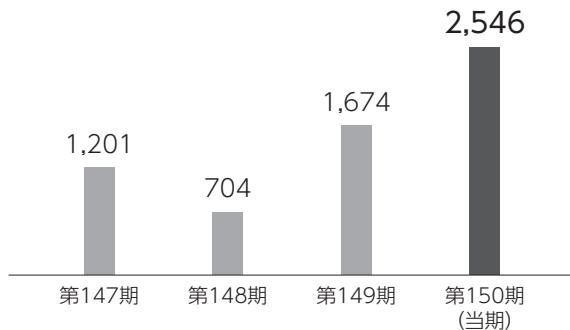
売上高 (百万円)



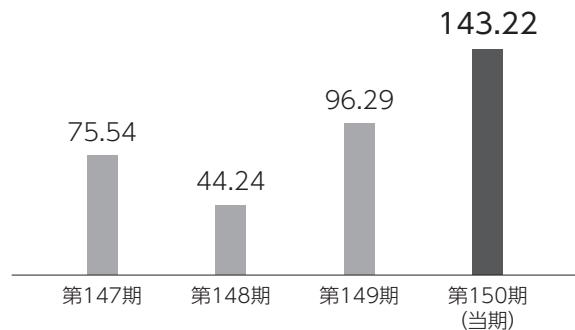
経常利益 (百万円)



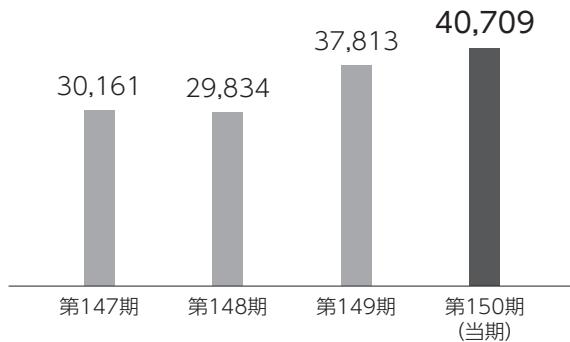
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



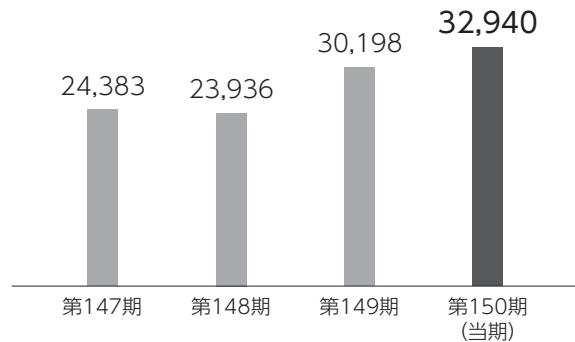
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



(6) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、未だ収束の見えない感染症の影響が残る中、緊迫化するウクライナ情勢や各国の金融引き締め動きに伴う世界的な景気減速懸念など、国際情勢の先行きへの不安が一層強まり、今後も予断を許さない状況が続くものと予想されます。

歯科業界におきましては、感染症の影響は依然として不透明であるものの、口腔の健康が全身の健康に寄与することが明らかになる中で、人々のクオリティ・オブ・ライフ（生活の質）の向上や健康寿命の延伸に向けて、歯科医療の果たすべき役割は一層重要になっていくものと考えております。

このような状況の中、当社グループは「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」という経営理念のもと、世界の歯科医療への貢献度をより高めていくため、連結売上高500億円、連結営業利益75億円という“当社のあるべき姿”の実現を目指しております。

2021年4月よりスタートした第四次中期経営計画では、以下の項目を中長期における重点課題と位置付け、2022年5月に創立100周年を迎えた当社グループが、次の100年に向けた成長基盤をより強固なものとするため、これまで以上にスピード感をもって積極的な事業展開を推進してまいります。

- ①地域の需要・ニーズに適合した新製品の開発・投入
- ②販売網・販売拠点の整備
- ③国内外学術ネットワークの構築
- ④コストダウン、生産量の拡大に対応した生産拠点の再配置、海外生産の拡大
- ⑤海外展開を積極的に推進するための人材育成・確保
- ⑥資金需要の拡大に対応するための資金調達
- ⑦M&A（事業提携・技術提携、事業買収）の推進
- ⑧グループガバナンス体制の強化
- ⑨三井化学株式会社、サンメディカル株式会社との業務提携

具体的には、デンタル関連事業におきましては、市場ニーズを的確に捉えた新製品開発や供給のスピードを上げるとともに、世界各国の法規制強化に迅速に対応するための体制構築やベトナム生産拠点を中心に海外生産品目の拡大を図ってまいります。販売面では、国内外で歯科医療従事者への情報発信力を高め、当社グループ製品の認知度向上を図ると同時に、顧客ネットワークの構築を推進してまいります。また、提携企業との連携強化やグループガバナンスの実効性向上に繋がる諸施策を着実に進め、当社グループの中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

ネイル関連事業におきましては、通販サイトのリニューアルを通じてWeb販売を強化するとともに、自社ブランド製品の体験施設に原宿ショップを改装するほか、著名なネイリストとのコラボレーションを一層強化するなど、国内外での積極的なプロモーション活動により自社ブランドの向上と浸透に努めてまいります。

その他の事業におきましては、新規販売ルートの開拓や新製品開発の推進により、売上拡大に

繋げてまいります。

なお、第四次中期経営計画につきましては、感染症の影響が想定よりも小さく、特に海外の売上が好調に推移し、引き続き収益性の改善が見込めることから、2年目以降の数値目標を上方修正いたしました。今後は、新たな目標の達成に向けて、当社グループの総力を挙げて取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループの事業は、デンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業の3つの種類別セグメントにより構成されておりますが、それぞれの事業の種類に属する主要製品は次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	主 要 製 品
デンタル関連事業	人工歯類、研削材類、金属類、化工品類、セメント類、機械器具類
ネイル関連事業	ネイルケア製品類
その他の事業	工業用研磨材類

(8) 企業集団の主要な拠点 (2022年3月31日現在)

当社	本社及び営業所	本社（京都市東山区）、東京支社（東京都文京区）、札幌営業所（札幌市中央区）、仙台営業所（仙台市青葉区）、名古屋営業所（名古屋市名東区）、大阪営業所（大阪府吹田市）、京都営業所（京都市東山区）、福岡営業所（福岡市博多区）
	工場	京都市東山区
子会社	国内	株式会社滋賀松風（滋賀県甲賀市）
		株式会社松風プロダクツ京都（京都府久世郡久御山町）
		松風バイオフィックス株式会社（東京都文京区）
		株式会社ネイルラボ（東京都渋谷区）
	海外	SHOFU Dental Corp.（米国）
		SHOFU Dental GmbH（ドイツ）
		Advanced Healthcare Ltd.（英国）
		上海松風歯科材料有限公司（中国）
		松風歯科器材貿易(上海)有限公司（中国）
		SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.（シンガポール）
		Merz Dental GmbH（ドイツ）
		SHOFU Dental India Pvt. Ltd.（インド）
		Nail Labo Inc.（米国）
		台湾娜拉波股份有限公司（台湾）
SHOFU Products Vietnam Co., Ltd（ベトナム）		
持分法適用会社	国内	サンメディカル株式会社（滋賀県守山市）

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,266名	60名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
473名	5名増	42.98歳	16.99年

- (注) 1. 上記の従業員数には、社外から当社への出向者（2名）を含んでおります。
 2. 上記の従業員数には、臨時従業員（125名）、当社からの出向者（13名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社 京都銀行	912百万円
株式会社 滋賀銀行	182百万円
株式会社 三井住友銀行	91百万円
三井住友信託銀行株式会社	91百万円
日本生命保険相互会社	200百万円

- (注) 当社は、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築するため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結しております。

当期末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引残高	2,000百万円

(11) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年3月31日現在）

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOFU Dental Corp.	84千米ドル	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
株式会社滋賀松風	152,000千円	100.0%	歯科材料の製造
SHOFU Dental GmbH	1,000千ユーロ	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
Advanced Healthcare Ltd.	2,240千英ポンド	100.0%	歯科材料の研究開発及び製造販売
株式会社松風プロダクツ京都	300,000千円	100.0%	歯科材料及び工業用材料の製造販売
上海松風歯科材料有限公司	25,953千人民元	100.0%	歯科材料の製造
松風歯科器材貿易(上海)有限公司	7,408千人民元	100.0%	歯科材料及び機器の輸入並びに販売
SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.	2,600千米ドル	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
松風バイオフィックス株式会社	300,000千円	100.0%	歯科材料及び機器の販売
Merz Dental GmbH	3,100千ユーロ	100.0%	歯科材料及び機器の研究開発並びに製造販売
SHOFU Dental India Pvt. Ltd.	200,000千 インドルピー	100.0%	歯科材料及び機器の輸入並びに販売
株式会社ネイルラボ	250,000千円	100.0%	ネイルケア用品及び機器の製造、 輸出入並びに販売
Nail Labo Inc.	750千米ドル	100.0%	ネイルケア用品及び機器の輸出入 並びに販売
台湾娜拉波股份有限公司	10,000千台湾ドル	70.0%	ネイルケア用品及び機器の輸出入 並びに販売
SHOFU Products Vietnam Co., Ltd	6,364千米ドル	100.0%	歯科材料及び機器の製造

③重要な持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
サンメディカル株式会社	100,000千円	20.0%	歯科材料その他医療用具の製造、販売及び輸出入

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

Ⅱ. 株式会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 64,000,000株
(2) 発行済株式の総数 17,894,089株
(3) 株主数 15,177名 (前期末比2,830名増)
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三井化学株式会社	3,580	20.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	938	5.27
株式会社京都銀行	712	4.00
日本生命保険相互会社	646	3.63
株式会社滋賀銀行	602	3.38
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	550	3.09
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	448	2.51
松風社員持株会	377	2.11
三井住友信託銀行株式会社	364	2.04
株式会社SCREENホールディングス	330	1.85

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示してあります。
2. 当社は、自己株式を105千株保有しております。
3. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する割合であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	14,612株	5名

Ⅲ. 株式会社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	根 来 紀 行		
代 表 取 締 役 副社長執行役員	藤 島 巨	社長補佐 兼 総務・ネイル事業担当	
取 締 役 常務執行役員	山 寄 文 孝	総合企画担当	
取 締 役 常務執行役員	村 上 和 彦	国際担当	
取 締 役 常務執行役員	高 見 哲 夫	営業担当	
取 締 役	鈴 木 基 市		
取 締 役	西 田 憲 司		公認会計士・税理士
取 締 役	西 村 大 三		公認会計士・税理士 大手前監査法人 代表社員
取 締 役	中 島 祥 行		三井化学株式会社 H-プロジェクト室長 エムシーデンタルホールディングス インターナショナル合同会社 職務執行者 サンメディカル株式会社 取締役 DENTCA, Inc. 取締役
常 勤 監 査 役	青 柳 隆 雄		
常 勤 監 査 役	川 嶋 輝		
監 査 役	酒 見 康 史		弁護士 オプテックスグループ株式会社 社外取締役(監査等委員) シーシーエス株式会社 監査役
監 査 役	神 本 満 男		公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役 鈴木基市氏、西田憲司氏、西村大三氏及び中島祥行氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 酒見康史氏及び神本満男氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 神本満男氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 取締役 鈴木基市氏、西田憲司氏、西村大三氏及び監査役 酒見康史氏、神本満男氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、当社は各氏を当社の独立役員として、同取引所に届け出ています。
5. 当期中の取締役の異動
2021年4月1日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏 名	新	旧
高 見 哲 夫	取締役常務執行役員 営業担当	取締役常務執行役員 営業担当 兼 営業部長

6. 当社は執行役員制度を導入しております。当事業年度末日における執行役員（取締役を兼務しない者）は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
副社長執行役員	近 持 貴 之	社長補佐 兼 研究開発・マーケティング担当
専務執行役員	出 口 幹 人	技術・生産担当
常務執行役員	岩 崎 聡	アジア販売子会社担当
常務執行役員	梅 田 隆 宏	財務担当
常務執行役員	寺 本 真 也	人事担当 兼 人事部長
上席執行役員	中 嶋 義 和	株式会社滋賀松風 代表取締役社長
執行役員	櫻 井 寿 紀	生産部長
執行役員	中 塚 稔 之	マーケティング部長
執行役員	若 山 隆	国際部長
執行役員	吉 本 龍 一	研究開発部長
執行役員	菅 原 順 一	営業部長
執行役員	藺 井 秀 次	生産部担当部長

7. 当期末後の執行役員の異動

2022年4月1日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
櫻井 寿紀	執行役員 株式会社松風プロダクツ京都 代表取締役社長	執行役員 生産部長
若山 隆	執行役員 Smart Dentistry Solutions Inc. 取締役社長	執行役員 国際部長
蘭井 秀次	執行役員 生産部長	執行役員 生産部担当部長

(2) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、かつ株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、当社役員に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は基本報酬としての固定報酬、業績連動報酬である取締役賞与及び取締役譲渡制限付株式報酬で構成し、社外取締役については、業務執行から独立し

た立場で経営の監督及び助言を行うという職務に鑑み、固定報酬のみを支給することとしております。

- ・基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

- ・業績連動報酬等

業績連動報酬等は、事業年度ごとの当社グループの業績や企業価値の向上に対する取締役の意欲を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬協議会の答申内容を踏まえた見直しを行うものとしております。

- ・非金銭報酬等

取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主利益と連動した報酬により株主との一層の価値共有を進めることを目的に、一定期間の譲渡制限が付された当社普通株式を毎年一定の時期に割り当てるものとしております。個々の取締役の譲渡制限付株式報酬の額の決定に際しては、当社役員に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責等を踏まえて決定することを基本方針とし、その割当株式の数は、株主総会決議の枠内で役位ごとに決定しております。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、外部専門機関の調査による他社水準及び構成割合を考慮したうえで、上位の役位ほど固定報酬のウェイトが低くなる構成とし、指名・報酬協議会への諮問を経て決定しております。

また、決定方針の決定方法は、決定方針の原案を指名・報酬協議会に諮問し、答申内容を踏まえて、2021年2月3日開催の取締役会において決議しております。

②監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、報酬等の水準は外部専門機関の調査による他社水準を考慮し、役割に応じて支給しております。なお、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬の総額は、2015年6月25日開催の第143回定時株主総会において、賞与を含め年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役2名）です。また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに対象取締役と株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的とした取締役に

対する譲渡制限付株式報酬として、前記の取締役報酬総額とは別枠で、譲渡制限付株式を年額50百万円の範囲内で当社取締役（社外取締役を除く。）に割り当てることが、2019年6月26日開催の第147回定時株主総会で決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査役報酬の総額は、1998年6月26日開催の第126回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は1名）です。

④取締役及び監査役の報酬等についての内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長 社長執行役員 根来紀行が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長が指名・報酬協議会に報酬案を諮問し、その答申を踏まえて権限の行使を行うこと等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、譲渡制限付株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割り当て株式数を決議するものとしております。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	232 (27)	161 (27)	50 (-)	20 (-)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	48 (12)	48 (12)	-	-	4 (2)

(注) 1. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定方法、算定の基礎として選定した業績指標等の内容及び選定理由は、上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。

なお、当事業年度を含む連結売上高及び連結営業利益の推移は、I. (1)事業の経過及び成果に記載のとおりであります。

2. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容は、以下のとおりであります。

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、株主総会でご承認いただいた年額50万円以内としております。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年50,000株以内とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値としております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載の方針に基づき取締役会において決定いたします。

・譲渡制限期間

対象取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分ができません（以下「譲渡制限」という。）。

・譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、任期満了、定年等の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に譲渡制限を解除します。譲渡制限を解除する本割当株式の数及び解除する時期については、当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約において別途定めるところによります。

・本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に正当な理由以外の理由により退任した場合等、譲渡制限付株式割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を無償で取得します。

なお、当該株式報酬の交付状況は、Ⅱ.(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
取締役	西村大三	大手前監査法人	代表社員	当社と大手前監査法人の間には特別な関係はありません。
取締役	中島祥行	三井化学株式会社	H-プロジェクト室長	三井化学株式会社は当社の主要株主であり、当社は同社の持分法適用会社であります。同社との間で資本業務提携契約を締結しております。
		エムシーデンタルホールディングス インターナショナル合同会社	職務執行者	エムシーデンタルホールディングス インターナショナル合同会社は 三井化学株式会社の子会社であり ます。
		サンメディカル株式会社	取締役	サンメディカル株式会社は当社の持 分法適用会社であり、三井化学株式 会社の子会社であります。
		DENTCA, Inc.	取締役	DENTCA, Inc.は、三井化学株式 会社の子会社であります。
監査役	酒見康史	オプテックスグループ株式会社	社外取締役 (監査等委員)	当社とオプテックスグループ株式 会社の間には特別な関係はありませ ん。
		シーシーエス株式会社	監査役	当社とシーシーエス株式会社の間に は特別な関係はありません。

(注) 取締役 中島祥行氏は、2022年4月1日付で三井化学株式会社からサンメディカル株式会社に出向し、サンメディカル株式会社の代表取締役社長に就任しております。また、同日付でエムシーデンタルホールディングスインターナショナル合同会社の職務執行者及びDENTCA, Inc.の取締役を退任しております。

②各社外役員の当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
鈴木基市	取締役会18回	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
西田憲司	取締役会18回	公認会計士及び税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
西村大三	取締役会18回	公認会計士及び税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
中島祥行	取締役会18回	歯科医療を中心としたヘルスケア分野に関する深い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
酒見康史	取締役会18回	弁護士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	監査役会15回	
神本満男	取締役会18回	公認会計士及び税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	監査役会15回	

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は18回、監査役会の開催回数は15回であります。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要

鈴木基市氏は、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、当該視点から経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。また、指名・報酬協議会及びコーポレートガバナンス会議の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただいております。

西田憲司氏は、財務及び会計に関する豊富な経験と知識を有しており、当該視点から経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。また、指名・報酬協議会及びコーポレートガバナンス会議の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただ

いております。

西村大三氏は、財務及び会計に関する豊富な経験と知識を有しており、当該視点から経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。また、指名・報酬協議会及びコーポレートガバナンス会議の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただいております。

中島祥行氏は、歯科医療を中心としたヘルスケア分野に関する豊富な経験と知識を有しており、当該視点から経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。

IV. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	38百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けただけで会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、SHOFU Dental Corp.、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、上海松風齒科材料有限公司、松風齒科器材貿易(上海)有限公司、SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.、Merz Dental GmbH、SHOFU Dental India Pvt. Ltd.、台湾娜拉波股份有限公司につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の計算書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当するものを含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

V. 株式会社の剰余金の配当等の決定権限に関する方針

当社は、長期的な企業価値の向上と、株主のみなさまへの利益還元を目指しつつ安定した配当の維持・継続を基本方針としておりますが、一方で、経営基盤の強化・財務体質の改善を図りながら、海外事業の拡大、新製品開発のための研究開発投資等、将来における積極的な事業展開に備えるため内部留保の充実にも配慮していく考えであります。

利益還元の指標としましては、連結配当性向30%以上を目標とするほか、純資産配当率(DOE) 1.7%を目安とすることとして、中間及び期末の年2回の配当を通じて、安定した還元を実施しております。

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

今期の配当金につきましては、2022年5月20日開催の取締役会決議により、当事業年度末日(2022年3月31日)を基準日とする配当金を1株当たり26円(普通配当24円及び創立100周年記念配当2円)といたしました。なお、2021年11月に実施済の配当金とあわせ、年間の配当金は1株当たり39円となっております。

今後も、将来の投資計画、事業環境等を勘案しながら、資本効率の向上を通じた株主のみなさまへの利益還元や資本政策を機動的に実施してまいります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	9,064	買掛金	928
受取手形	204	1年内返済予定の長期借入金	325
売掛金	3,089	未払法人税等	656
商品及び製品	5,303	契約負債	6
仕掛品	1,126	役員賞与引当金	50
原材料及び貯蔵品	1,125	その他	2,469
その他	555	流動負債合計	4,437
貸倒引当金	△6		
流動資産合計	20,462	固定負債	
固定資産		長期借入金	1,153
有形固定資産		繰延税金負債	1,310
建物及び構築物	3,907	退職給付に係る負債	235
機械装置及び運搬具	1,067	その他	633
土地	2,408	固定負債合計	3,332
建設仮勘定	352	負債合計	7,769
その他	693	(純資産の部)	
有形固定資産合計	8,429	株主資本	
無形固定資産	427	資本	5,968
		資本剰余金	6,123
投資その他の資産		利益剰余金	16,001
投資有価証券	9,626	自己株式	△115
繰延税金資産	107	株主資本合計	27,978
退職給付に係る資産	1,220	その他の包括利益累計額	
その他	443	その他有価証券評価差額金	3,426
貸倒引当金	△7	為替換算調整勘定	713
投資その他の資産合計	11,390	退職給付に係る調整累計額	641
固定資産合計	20,247	その他の包括利益累計額合計	4,781
		新株予約権	116
		非支配株主持分	64
		純資産合計	32,940
資産合計	40,709	負債純資産合計	40,709

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		28,137
売上原価		11,970
売上総利益		16,167
販売費及び一般管理費		12,950
営業利益		3,217
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	111	
為替差益	206	
持分法による投資利益	1	
その他	94	
	229	668
営業外費用		
支払利息	12	
当社主催の社会費用	157	
その他	56	
営業外費用		226
特別損失		3,658
固定資産除却損	47	47
税金等調整前当期純利益		3,611
法人税、住民税及び事業税	1,093	
法人税等調整額	△50	1,043
当期純利益		2,567
非支配株主に帰属する当期純利益		20
親会社株主に帰属する当期純利益		2,546

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	3,137	買掛金	863
受取手形	201	1年内返済予定の長期借入金	325
売掛金	2,961	未払金	529
商品及び製品	2,193	未払費用	804
仕掛品	551	払法人税等	287
材料及び貯蔵品	712	契約負債	4
前払費用	145	預り金	30
その他の流動資産	321	役員賞与引当金	50
貸倒引当金	△3	その他の流動負債	124
流動資産合計	10,221	流動負債合計	3,021
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	1,153
建物	1,276	長期預り保証金	320
構築物	52	長期未払金	146
機械・装置	316	繰延税金負債	1,080
車両・運搬具	0	固定負債合計	2,700
工具・器具備品	286	負債合計	5,722
土地	1,614	(純資産の部)	
建設仮勘定	241	株主資本	
有形固定資産合計	3,787	資本金	5,968
無形固定資産		資本剰余金	
ソフトウェア	97	資本準備金	6,071
その他の無形固定資産	6	その他資本剰余金	52
無形固定資産合計	104	資本剰余金合計	6,123
投資その他の資産		利益剰余金	
投資有価証券	6,812	利益準備金	1,118
関係会社株式	10,974	その他利益剰余金	
関係会社長期貸付金	892	配当準備金	260
従業員長期貸付金	13	固定資産圧縮積立金	8
差入保証金	16	別途積立金	740
役員退職積立金	28	繰越利益剰余金	9,887
前払年金費用	348	利益剰余金合計	12,013
その他の投資	63	自己株式	△115
貸倒引当金	△7	株主資本合計	23,990
投資その他の資産合計	19,142	評価・換算差額等	
固定資産合計	23,033	その他有価証券評価差額金	3,426
		評価・換算差額等合計	3,426
		新株予約権	116
資産合計	33,255	純資産合計	27,533
		負債純資産合計	33,255

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,653
売 上 原 価		9,665
売 上 総 利 益		7,987
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,233
営 業 利 益		754
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
受 取 配 当 金	1,080	
受 取 費 収 入	90	
受 取 技 術 料	122	
為 替 差 益	196	
そ の 他	114	1,609
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9	
当 社 主 催 会 費	156	
そ の 他	23	189
経 常 利 益		2,174
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	47	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	112	159
税 引 前 当 期 純 利 益		2,014
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	301	
法 人 税 等 調 整 額	19	320
当 期 純 利 益		1,693

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社松風

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 芳宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福竹 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松風の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社松風

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 芳宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福竹 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松風の2021年4月1日から2022年3月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第150期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画、各監査役の職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領に準拠し、当期の監査計画に従い、取締役、執行役員、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社 松 風 監査役会

常勤監査役 青 柳 隆 雄 ㊟

常勤監査役 川 嶋 輝 ㊟

監査役 酒 見 康 史 ㊟

監査役 神 本 満 男 ㊟

(注)監査役酒見康史及び監査役神本満男は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会 会場ご案内図



会場

京都市東山区福稲上高松町11番地
本社 研修センター

交通機関

- ▶ **京阪電車をご利用の場合**
鳥羽街道駅下車 疏水沿いを北へ
徒歩約7分
- ▶ **JR奈良線をご利用の場合**
東福寺駅下車 疏水沿いを南へ
徒歩約10分
- ▶ **京都駅より**
タクシーで約10分
京都市バス 南5系統 月輪下車
- ▶ **竹田駅(近鉄・地下鉄)より**
京都市バス 南5系統 月輪下車

本総会にご出席の株主様へのお土産はございません。

※本社構内にて工事中のため、駐車スペースがございません。
お車でのご来場はご遠慮ください。

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。